

# 吉野町中央公民館の感染症拡大予防対策について（運用方針）

吉野町教育委員会  
（令和5年2月1日策定）

第37回吉野町新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和5年2月1日開催）で示された「町の対処方針及び町主催・共催行事等に関する対処方針」に則り、令和5年2月1日以降の吉野町中央公民館（大ホール含む）の利用における感染症拡大予防対策について、次のとおり運用方針を定めます。

## 1. 町中央公民館における感染症拡大予防対策の基本的な考え方

公民館は地域内の多くの人々が来館し、集会やイベントなどにより交流が盛んに行われる場であるため、新型コロナウイルスが来館者や職員等の間で伝播する可能性は高く、適切な感染対策が求められます。

当館の基本的な感染防止対策については、町の対処方針が示す町主催行事会議等の実施条件、町施設使用条件、中止・延期条件等に準じた対策を講じるとともに、施設利用者等にもその対応を促すこととします。

新型コロナウイルスの主な感染経路である「①接触感染」、「②飛沫感染（エアゾール感染含む）」におけるリスク評価基準を明確に示し、職員や来館者の各動線や接触等を考慮した館内の感染拡大防止対策を講じます。また評価基準と照らし合わせることにより対策が不足している場合には、それを認識して必要な対策を検討し、強化することとします。

### ① 「接触感染」のリスク評価基準と対策の方向性

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど「手が触れる場所と頻度」の確認を行い、適宜必要な箇所のアルコール消毒作業をおこなうとともに、来館者等へ手指消毒等の啓発を通して、接触感染リスクの低減を図り、通常の清掃を適切に実施する。

### ② 「飛沫感染（エアロゾル感染を含む）」のリスク評価基準と対策の方向性

館内各室等における換気の状態を考慮しつつ、使用にあたって、人と人との距離がどの程度維持できるか、適時マスクの着用、会話または大声を出すなどの可能性の有無等の確認を行い、特に換気について、空気の滞留等が生じないように適時実施することなど、町対処方針に準じた対応を利用者に促す。

## 2. 町中央公民館各研修室の利用定員制限（令和5年2月1日以降適用）

### （1）研修室

研修室名	利用定員（原則）	備考
第1研修室	16名以内	8机×2人掛 従前24名（8机×3人掛）
第2研修室	8名以内	4机×2人掛 従前18名（6机×3人掛）
第3研修室	24名以内	12机×2人掛 従前36名（12机×3人掛）
第4研修室	12名以内	円卓式 従前20名

※町対処方針に掲げる町主催行事会議等の実施条件のうち、三つの蜜（密閉・密集・密接）回避の徹底の要件等が継続されていることに準じて、感染拡大防止の観点からの利用定員数の制限を継続する。なお、5階和室・閲覧室等の利用、また各研修室（第4研修室除く）で机を用いない使用等の場合など、その使用する状況・利用予定人数等を踏まえて町対処方針に準じて判断するものとする。

### （2）大ホール座席数

	利用定員	備考
町中央公民館大ホール	200名以内	※座席間隔等諸対応必要有。 従前350名

※町対処方針に掲げる町主催行事会議等の実施条件のうち、三つの蜜（密閉・密集・密接）回避の徹底の要件が継続されていることに準じて、感染拡大防止の観点からの利用定員の制限を継続する。貸し出しの際には、当該事業の主催者等に対し、町の対処方針に準じた対応について適切な対応を促すものとする。

## 3. その他

・この運用方針は、町の対処方針（R5.2.1.）に準じるものであり、今後、同対処方針が変更された時点で見直すこととします。また急激な感染拡大等の事態には、緊急の措置としてこの運用方針に限らず、感染拡大防止対策を強化することとします。

・当館の感染症拡大予防対策の運用方針を定めるにあたっては、社会活動の活性化を念頭に置いた公民館における感染対策の標準的な対策を示すものとして、公益社団法人全国公民館連合会が策定している「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和4年11月30日改定版）」も併せて参考としています。